

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年4月27日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

(1) 件名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に伴う税情報照会対応業務委託（令和4年1月～）

(2) 委託内容

- ア 統合番号連携システムを介して税情報の一括照会を行うプログラム等を作成すること
- イ 照会結果のデータについて、委託者から提供する判定条件に基づき、課税、非課税、未申告の判定を行うために必要なプログラム等を作成すること

2 履行場所

健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所

3 契約日

令和4年1月24日

4 履行期間

契約締結した日から令和4年3月31日まで

5 契約金額

9,741,600円

6 契約の相手方（名称及び所在）

富士通 Japan 株式会社 神奈川支社（横浜市西区高島1-1-2）
支社長 宇井 哲

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年11月19日、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、国は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給することとしました。

本給付金の支給にあたり、令和3年1月2日以降に市内に転入した市民については、本市で令和3年度の課税状況が確認できないため、他の市区町村の税情報を照会したうえで、支給判定を行う必要があります。つきましては、統合番号連携システムを介して税情報を一括で照会するための機能実装準備を委託により実施する必要があったことから、随意契約を行わざるを得ませんでした。

8 契約の相手方の選定理由

次の3点について、迅速かつ安全に業務が履行出来る業者であるため。

- (1) 情報連携システムにて、税情報の一括照会を行うためのプログラム作成すること
- (2) 申請期限の3か月前までに対象者の税情報照会を行えるようにすること
- (3) 税情報照会結果の課税判定を行えるようにすること

9 所管課

健康福祉局総務課